

東海農政局と日本郵便株式会社の地域振興に係る連携協定について

令和7年3月24日

東海農政局・日本郵便株式会社

- 中山間地域等では、人口減少や高齢化の進展により、コミュニティ維持が困難となっていることを踏まえ、昨年、25年ぶりに改正された食料・農業・農村基本法では、施策の基本理念に「地域社会の維持」が位置付け（第6条）られるとともに、中山間地域等の振興のための施策として「地域社会の維持に資する生活の利便性の確保」が位置付け（第47条）られた。【参考1】
- 農林水産省は、集落機能の維持に向けて、農用地の保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等の地域コミュニティ維持に資する取組を行う「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成を推進しており、こうした取組の推進には、民間企業や関係省庁との連携が必要とされている。
【参考2】
- 日本郵便株式会社は、全国約24,000の郵便局ネットワークを活用して、地域住民の利便の増進に貢献する役割を担っていることから、人口減少や高齢化等に伴う地域課題の解決に向け、高齢者の見守り活動や買い物支援などに取り組み、地域社会に貢献している。【参考3】
- 以上を踏まえると、農村RMO等が行うコミュニティ維持の活動に郵便局が参画することにより、活動の拡大や質的向上が期待できることから、東海農政局と日本郵便東海支社が緊密に連携して、農村RMO等と地域の郵便局との連携促進などに取り組むことにより、中山間地域等の地域振興に貢献することを目的に、連携協定を締結する。【参考4】

○ 食料・農業・農村基本法 ※ 赤字部が改正により追加された記載

第1章 総則

(農村の振興)

第6条 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることに鑑み、**農村の人口の減少その他の農村をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、地域社会が維持され、**農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

第2章 基本的施策

第4節 農村の振興に関する施策

(中山間地域等の振興)

第47条 国は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域（以下「中山間地域等」という）において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進、**地域社会の維持に資する生活の利便性の確保**その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。

○ 農村RMO

農村RMO（Region Management Organization）とは、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

地域コミュニティ機能の維持・強化に向けて、集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、農用地保全や生活支援等を実施。

農村型地域運営組織（農村RMO）



○ 日本郵便株式会社法

第1章 総則

(会社の目的)

第1条 日本郵便株式会社は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とする。

○ 郵便局の地方創生への取組

郵便局では、高齢者の見守りや買い物支援、ふるさと小包や地域PR商品の開発、イベント・広告スペースの提供などを通じて、地方創生に貢献している。



郵便局ロビーでの日用品等の販売



オリジナルフレーム切手



KITTE名古屋での特産品フェア

○ 農村RMO等と郵便局との連携促進のイメージ

農村の地域社会の維持のため、東海農政局と日本郵便東海支社が協力して、農村RMO等と地域の郵便局との連携を促進することにより、両者の連携によるコミュニティ維持の活動の拡大・質的向上を後押しする。

